

立候補の準備

1 立候補の瀬踏行為

【い み】

立候補するからには、ぜひ当選したいのが人情ですが、果たして一体自分はどの程度、選挙人の支持があるだろうか。これを知ることは立候補しようとする者にとって、最も大事なことのひとつです。

【かんどころ】

選挙人の支持の程度を知る方法にはいろいろあります。

- ・少数の有力者等を通じて知る方法
- ・直接、多数の選挙人に対し政見発表演説会等を行い、その反響を見る方法等

立候補を前提とした投票の依頼の意思がなく、純粹に瀬踏の意図からでたものであれば禁止されるものではありません。

判例でも投票依頼の意思を「明示または黙示したときは選挙運動となる」としており、言葉や文書で頼まなくても、相手方にそれとわかる方法で頼めば違反とされるので、注意が必要です。

【たとえば】

立候補の意思の決定の資料として、選挙人の意向を探知しようとする行為であっても、その行為が立候補後における自己のための投票その他の当選の斡旋につき依頼の意思をあわせ有するものであれば、すべて選挙運動となり禁止されます。

有権者の有志に往復ハガキを出し、自分の立候補につき賛否を問うことは、その文面、枚数などによっては、投票を得る目的のものとみられる場合があります。

2 立候補者の選考会・推薦会等

【い み】

政党その他の政治団体、組合、あるいは単なる有権者の集まり等で、相談を重ねて推薦すべき候補者を決定することです。

【かんどころ】

これらの団体または集会で、各人全くの白紙の状態から、相談のうえ推薦する候補者を決めることは差し支えありません。したがって推薦された者がこれを受けて、立候補の決意をすることはもちろん差し支えありません。

しかし、あらかじめ特定の者を決めておいて、単にその会合においてこれを了承させ、あるいは形式的に決定することは、一般に選挙運動となり、事前運動の禁止に触れるものと解されます。

また、選考の結果を外部に発表、宣伝することも多くの場合違反となります。

【たとえば】

すでに候補者が内定しているにもかかわらず、推薦会等に名を借りて、運動の順序・方法を協議し、あるいは他人の推薦援助を勧誘するような行為は選挙運動になります。

選考会開催のため、多数の有志に対し戸別訪問することは、選考会に名を借りる特定人の当選斡旋の選挙運動と認められる場合が多いといえます。

選考会の後、単にその結果を会員に通常の方法で通知する行為は、選挙運動ではありませんが、会員以外の人に通知し、宣伝するような行為は選挙運動になります。

立候補を勧誘する行為または立候補を中止させる行為は、選挙運動とはなりませんが、特定候補者の当選を図る目的で、他の者の立候補を中止させる行為は、選挙運動となります。

選挙をみこして 後援会等を設立するケースが多く見られますが、当人の人格見識を敬慕するためとか、政界へ乗り出した際の政治勢力を擁護しようという目的で結成される場合等は認められますが、結成される時期、場所、方法等その人のために投票を得ようとする目的にあるものは、明らかに違反行為となります。

例えば、後援会加入呼びかけの文書に投票依頼の文言またはそれを推察しうる文言がある場合や後援会結成準備が不十分なのに、加入の文書をバラまいたり、文書に後援会事務所の住所、連絡先がなかったり、総会開催通知でありながら日時、場所が記載されていない場合等は、違反となることが多いといえます。

組合等が「 に理解のある候補者を選べ！」というスローガンを記載したポスターを掲示することは、明らかに特定の候補者の当選を目的としていることがわかるような状況では違反となります。

ある立候補予定者の後援会員が、その予定者を 団体推薦とするため、団体構成員の各戸を訪問して推薦をする署名をとって歩く行為は、戸別訪問、署名運動の禁止に触れ、事前運動と認められます。

3 候補者等の時候のあいさつ状の禁止

【い み】

候補者等が、その選挙区内にある者に対する年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状等のあいさつ状(いわゆる時候のあいさつ状)を出すことは禁止されます。

【かんどころ】

このようなあいさつ状については、答礼のための自筆によるもの以外のものを出すことは一切禁止されています。

自筆とは、候補者本人の肉筆というものであって、印刷、複写等によって複製したもの、署名のみ自筆するもの、または口述して他人に代筆させたものは含まれません。

また、選挙運動期間中であるか否かを問わず、常時規制されることに注意が必要です。

【たとえば】

年賀、電報、電子メールにより選挙区内にある者に対して年賀のためのあいさつ状を出すことは禁止されています。

印刷した時候のあいさつ状に候補者等が署名したものは、自筆によるあいさつ状とは認められません。

ひな祭り、子供の日のあいさつ状やクリスマスカードは、禁止される時候のあいさつ状に該当します。

年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状等には、祝電や弔電は含まれません。

豆知識

候補者等

候補者等とは、候補者、候補者となろうとする者及び公職にある者をいいます。

- ・「候補者」とは、既に立候補届をして候補者の身分を取得した者です。
- ・「候補者となろうとする者」とは、立候補しようとする意思を有する者のことです。
- ・「公職にある者」とは、現在、知事、県議会議員、市長、市議会議員等の職にある者をいい、今回の選挙に立候補する意思を有すると否とを問いません。

4 候補者等及び後援団体の有料のあいさつ状(有料広告含む)の禁止

【い み】

候補者等及び後援団体が、有料のあいさつ広告をすること及びあいさつ広告を求めることは禁止されており、違反した者には罰則が科せられます。

【かんどころ】

- (1) 候補者等及び後援団体は、その選挙区内にある者に対し、主としてあいさつ(年賀、寒中見舞、暑中見舞等及び慶弔、激励、感謝等のためにするあいさつ)を目的とする

広告を、有料で新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレット等に掲載させることができません。

このように、有料のあいさつ広告は選挙運動期間中であるか否かを問わず常時禁止されることに注意が必要です。

- (2) 何人も、候補者等または後援団体に対して、その選挙区内にある者に対する主としてあいさつを目的とする広告を、新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレット等に有料で掲載させることを求めてはなりません。また、このような広告を、一般放送事業者、有線テレビ放送事業者または有線ラジオ放送の業務を行う者の放送設備により放送させることを求めてはなりません。この規制も常時の規制であることに注意が必要です。

【たとえば】

『慶弔、激励、感謝等のためにするあいさつ』とは、具体的には、各種の大会に係る祝いや人の死亡に係るあいさつ、地元の高校の大会への出場に係る激励のあいさつ、さらには災害見舞等が考えられます。

選挙区内において、候補者等自身が自ら喪主となった葬儀の会葬御礼の広告を新聞に有料で掲載させることは、罰則をもって禁止されています。

政策広告は、一般的にはあいさつを目的とする有料広告には該当しません。

候補者等自身が発行する政策の普及宣伝のための雑誌、パンフレット等にあいさつ文を掲載することは差し支えありません。

5 立候補の制限

【い み】

立候補を決意したら、まず注意しなければならないことは、自分が何らかの公職（公務員としての身分）に就いていないかということです。就いている場合、原則として立候補と同時にその職を失うこととなるので、検討しておく必要があります。（法 89・90 自治法 92）

【かんどころ】

一般の公務員はもちろんですが、県や市議会の議員、教育委員会の委員、市の臨時職員、区長等も公務員ということになります。

また、県、市と請負関係にある者の立候補は差し支えありませんが、請負等の兼業の禁止（自治法 92 の 2 及び 142）に該当する立候補者が当選したときは、当選の告知を受けた日の翌日から 5 日以内に辞めないと当選を失うこととなります。

一定の公務員は、何ら手続きを必要としないで立候補することができ、さらに立候補してもこれらの公職を辞することなく、そのまま在職することができます。一定の公務員以外の公務員は、立候補すると同時にその公職を法律上当然失うこととなります。したがって落選しても復職することはできません。

【たとえば】

立候補と同時に、その公職を失うこととなる公務員についても特別の場合には、立候補しても同時にその公職を失わないことがあります。

農業委員会の委員が、市の長や議会議員の選挙に立候補する場合

県や市議会の議員または長が、自分の任期が満了する為に行われる選挙に立候補する場合

立候補と同時にその職を失う公務員の職の中には、議会の議員の中から選任される職があります。このような職の場合には、その議員が任期満了による選挙に立候補しても、議員の任期満了の間は、その職を失うことはありません。

たとえば、市議会議員の中から選ばれた監査委員である者が、その市議会議員の任期満了による選挙に立候補した場合には、監査委員の職は失わないことになります。

6 事前運動の禁止

【い み】

公職選挙法においては、選挙運動は、立候補の届出があった日からでなければすることができないこととされており、それ以前に選挙運動を行うこと、すなわち、事前運動を行うことは禁止されています。厳密には、立候補届出の当日であっても、現実に届出手続きを終えた後でなければ、選挙運動をすることができません。

【かんどころ】

事前運動の禁止は、選挙運動にわたらない行為についてまで禁止されるものでないことはもちろんであります。事前の行為のうち、どのようなものが選挙運動とならないかについては、個々の具体の事例により判断しなければなりません。

次の行為は、一般的には事前運動にあたらぬものとされています。

(1) 立候補準備行為

- ・ 政党の公認を求める行為
- ・ 立候補の瀬踏行為
- ・ 候補者選考会、推薦会の開催
- ・ 供託物を供託する行為

(2) 選挙運動の準備行為

- ・ 選挙運動費用の調達
- ・ 選挙運動員または労務者となることの内交渉
- ・ 選挙事務所等の借入れの内交渉
- ・ 看板の製作
- ・ ポスターの印刷

(3) 政治活動 1

- ・ 政党その他の政治団体等が行う政策宣伝
- ・ 党勢拡張等の活動及び個人が行う時局講演会

(4) 社会的行為 2

1 政治活動と事前運動

政党その他の政治団体の行う政策の普及宣伝、党勢拡張、議会報告会、時局講演会等の政治活動は、それ自体としては事前運動に該当しません。しかし、このような演説会等で特定の立候補予定者に対する投票依頼演説を行うとか、支持する立候補予定者が出演する演説会を選挙直前に、しかも選挙区内で集中して開催する場合等は選挙運動と判断され、事前運動に該当することがあります。

2 社交行為と事前運動

候補者（候補者になろうとする者）や公職にある者が、選挙区内の有権者等に時候のあいさつ状（答礼のための自筆によるものを除く）を出すことが禁止されています。また、これらの者やその後援会等が、選挙区内の有権者等にあいさつをする目的で、新聞、雑誌、テレビ等を使い有料で広告をすることもできません。

なお、同じような社会的な行為である花輪、供花、香典、祝儀等の名目による選挙区内の有権者等への寄附も、原則として禁止されています。

7 参 考

Q 反対候補者へ投票しないようにと選挙人に働きかける行為は選挙運動か。

A 反対候補者に投票させないことによって、特定の候補者の当選を図る目的があれば、選挙運動となります。

Q 選挙運動と政治活動とは、どのように区別されるか。

A 選挙運動とは、特定の選挙につき特定の候補者を当選させるための行為ですが、政治活動とは、政党その他の政治団体が、その政策の普及宣伝、党勢拡張、政治啓発等を行うことであって、特定の候補者の当選を得るための行為ではありません。

Q 選挙運動期間中に入党、入会を勧誘する行為は選挙運動となるか。

A 純粋な入党、入会勧誘行為であれば選挙運動ではありませんが、候補者あるいは選挙運動員がこれを行った場合には、選挙運動の目的を併せ有するものと認められる場合が多いといえます。

Q 労働組合等において、特定の者を推薦決議することは選挙運動となるか。

A 単に推薦決議のみにとどまる場合は、選挙運動となりませんが、さらにその者の当選を図るために、投票を依頼する行為を行った場合には、選挙運動となります。

Q 労働組合等が特定の候補者の推薦を決議した場合、組合員にその旨を通知する行為は選挙運動にならないか。この場合、組合員以外の者にハガキ、新聞広告等によりこれを周知する行為はどうか。

A 前段 従来組合の決議は、すべて組合員に通知するとしている場合において、従来行っている方法通常の方法によって、通知することは差し支えありませんが、特別な方法を用いた場合には、選挙運動と認められることが多いといえます。

後段 選挙運動と認められます。

Q 労働組合または業者組合の会合で、単に内部的に特定の候補者に投票するよう呼びかけることはどうか。

A 内部的な行為であっても、投票依頼にわたる場合は違反となります。